

事業名	地域再生マネージャー事業
事業内容 (目的・概要)	一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門的人材（以下「外部専門家」という。）の活用を支援することにより、当該地域の実情に応じた地域再生を推進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。 1 ふるさと再生事業 市町村等が、地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について外部専門家を活用して地域住民主体による持続可能な実施体制を構築し、地域資源を活用したビジネスの創出、観光・農林水産業等の振興による地域経済の活性化、地域への移住・定住の促進、関係人口の創出等を図るために実施する事業。 2 まちなか再生事業 市町村等が、まちなか（生活に必要となる機能が相当程度集積する区域）において生じているまちとしての魅力・求心力の低下等の課題への対応について、外部専門家を活用して総合的な見地からまちなかのにぎわい創出など都市機能等の充実を推進し、まちなかの再生を図るために実施する事業。 3 外部専門家短期派遣事業 市町村等が地域再生に取り組むに当たり、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない初期段階において、財団より派遣される外部専門家を活用することで、その解決に向けた地域再生の方向性を明確にすることを目的とする事業。
事業主体	市町村及び広域連合等（特別区を含み、指定都市を除く）
採択要件	1 ふるさと再生事業 ①市町村等が、継続的に地域再生を推進するために行うものであること。 ②他の市町村における地域再生のモデルとなり得るものであること。 ③補助対象事業について補助金等を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けないものであること。 2 まちなか再生事業 同上
派遣内容	3 外部専門家短期派遣事業 ①原則として1件当たり1回（1人）まで。 ②市町村等が単独で実施する場合は、次の各号のいずれかの方法とする。 ・現地調査を連続する2日間で実施し、後日オンラインで報告会を実施。 ・現地調査と報告会を連続する3日間で実施。 ③複数の市町村（都道府県を超える場合も含む）が共同で実施する場合は、次の各号のいずれかの方法とする。 ・複数の市町村が隣接する場合は、原則として現地調査を連続する3日で行い、後日オンラインで報告会を実施する。 ・複数の市町村のうち、隣接していない市町村を含む場合は、原則として現地調査を連続する2日間でそれぞれの市町村で行い、後日オンラインで報告会を実施する。

補助率、融資額、その他の財源措置の内容	1 ふるさと再生事業 ①市町村が単独で取り組む事業：補助率 2／3 以内（上限 700 万円） ②複数の市町村が共同で取り組む事業：補助率 2／3 以内（上限 1,000 万円） 2 まちなか再生事業 同上 3 外部専門家短期派遣事業 外部専門家の派遣に係る費用（旅費・謝金）について、原則として財団が負担し、外部 専門家へ直接支払い。（算定方法については、財団の規定による。）			
制度創設年度	平成 23 年度			
関係省庁名	（一財）地域総合整備財団			
最近の実績	・府中市（平成 29 年度） ・熊野町（令和元年度） ・府中市（令和 3 年度）			
問合せ先	地域政策局市町行財政課			
	Tel	082-513-2614	e-mail	chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp